

中山間地域等直接支払制度（第3期対策）が始まります

（平成22年度～平成26年度）

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の多面的機能を有している農用地を、農業生産活動等を通じて守ることを条件として、交付金を支払っています。

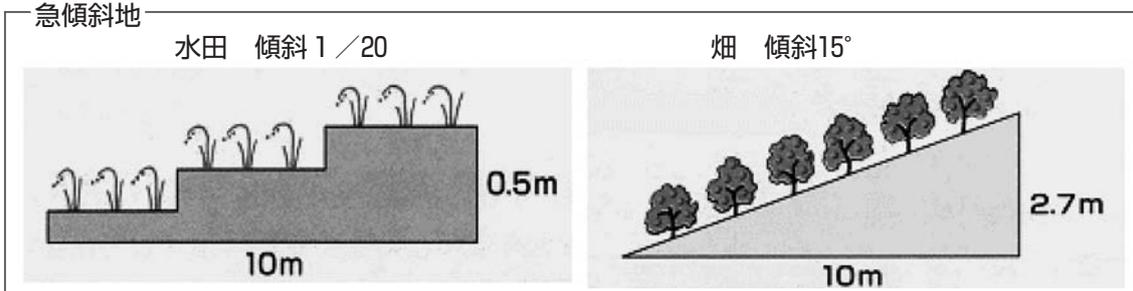
しかしながら、中山間地域等では、今後さらに農業就業人口の減少や高齢化の進行が予想されており、耕作放棄地の増加等、多面的機能の維持が難しくなる恐れがあります。

このため、中山間地域等直接支払制度（第3期対策）は、高齢化の進行を踏まえ、高齢者等がより取り組みやすい制度となっています。

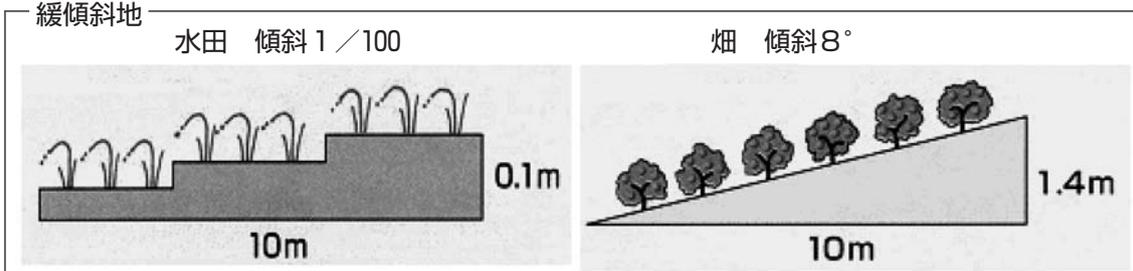
対象農用地

- 農業振興地域内の農用地。
- 農用地面積が1ha以上の団地又は集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地。（第3期対策より飛び地が可能になりました。）
- 傾斜角度が下の表以上のもの。

急傾斜地



緩傾斜地



交付対象者

- 集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動を行う農業者等。

交付単価

10a当たり交付単価：円／年

	急傾斜		緩傾斜		小規模・高齢者 集落支援加算
	基礎	体制整備	基礎	体制整備	
田	16,800	21,000	6,400	8,000	4,500
畑	9,200	11,500	2,800	3,500	1,800

第3期対策から小規模・高齢者集落支援加算が追加されました。

上記のような土地を所有しているというだけで、直接支払いを受けられるのではなく、それらの農地を守り、しっかりと将来に役立たせることを基本に、国土保全、保健休養、自然生態系維持等に役立つ行為（仕事）を5年間実施する協定を締結し、町長が認定した場合に直接支払いが行われます。詳細については下記までお問い合わせください。

平成22年度協定書作成締め切りは8月31日です。

問い合わせ

産業経済課
吾北総合支所産業課
本川総合支所産業建設課

☎ 893-1115
☎ 867-2313
☎ 869-2115